

会議録（要旨）

名 称	第1回 紀の川市協働によるまちづくりの指針作成懇話会
開催日時	平成21年10月2日（金）午後2時～午後4時10分
<p>1. 会 場 紀の川市役所 本庁舎南別館3階応接室</p> <p>2. 参加者 懇話会委員11名 事務局3名 計14名</p> <p>3. 内 容</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 市長より委員へ委嘱状を交付</p> <p>(3) 市長挨拶</p> <p>紀の川市協働によるまちづくりの指針作成懇話会の第1回会議を開催するにあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。</p> <p>私は、平成20年3月に策定した、第1次紀の川市長期総合計画で、「市民と行政の協働のまちづくり」を進めていくことを宣言しました。長期総合計画の目標年度である平成29年度には、合併して良かったとみなさまに評価していただけるよう、紀の川市の将来像として「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢 あふれる紀の川市」を掲げております。</p> <p>「協働」は新しいまちづくりを進めるための政策の柱として、計画の第1番目に掲げています。紀の川市の現実をみると、少子高齢化が進み、また、自治区離れも問題となっています。</p> <p>地域の課題を解決するには、みなさま方市民が主体となって、地域の課題に積極的に取り組む必要があります。もちろん、行政も意識の改革が必要です。親方日の丸の時代はとうに過ぎました。厳しい財政状況のなか、たくさんの要望にどうこたえるか、行政だけでは難しい。市民のみなさまと協力し、助け合ってまちづくりを進めることが強く求められています。</p> <p>「協働のまちづくりの指針」は、今後のまちづくりに市民、地域、行政がどうかかわっていくか、つまり、「市民と行政の協働によるまちづくり」をどう進めていくかという基本的な考え方を示すものであり、紀の川市のまちづくりを進めるうえでの「みちしるべ」となるものをご理解いただきたく思います。</p> <p>この指針は本年度末の完成に向けて職員一丸となって取り組んでいます。みなさまから率直なご意見をいただき、計画に反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(4) 委員自己紹介（資料1 委員名簿）</p> <p>(5) 会長、副会長の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金川会長、東中副会長を選出。 <p>(6) 会長、副会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金川会長挨拶 <p>皆さんこんにちは、協働によるまちづくりの指針作成懇話会、市民の皆さんの声を反映させた活発な懇話会にしたいと思っています、よろしく願いします。</p> <p>私もいろんな長期総合計画を見ますが紀の川市の長期総合計画は目的もはっきりして非常に解り易く良い計画だと思います、策定に関わられた委員さんをご苦労してお作りになられたのだらうなと思います。</p> <p>計画体系図のキーワードとして計画の第一番目に「協働、ともに参加し行動するまち、みんなで力を合わせよう」というのが掲げられています。</p> <p>この懇話会は、この「協働」をどうやっていくか「みちしるべ」となる指針を作ろうという事で始めています。「協働」というのは行政職員だけでも、市民だけでも出来ない「みんなで」「力を合わせて」1+1が2以上になる、それが協働の姿だと思います。それぞれの強みを活かして2以上になる、それが協働の本質ではないかと思っています。そのような紀の川市らしい協働によるまちづくりの指針というものをみなさんで作りあげたいと考えていますのでご協力をよろしく願いします、ありがとうございました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東中副会長挨拶 <p>副会長として、会長の足を引っ張らないよう頑張りたいと思っていますので、よろしく願いします。</p>	

(7) 議題

・事務局

- ①市民と行政の協働によるまちづくりの指針作成事業の概要
- ②これまでの経過報告と今後のスケジュール
- ③会議の進め方（以上 資料2）について事務局より説明

・会長

趣旨としては、原案と指針案を紀の川市役所で事業を実際にやっている職員から構成する作業部会で作り、懇話会のほうで市民感覚の意見や自治会の意見をいただいて作り上げるということです。「協働」とは、いろいろなものを団子の串で繋ぐというイメージ、その意味でこういうまちづくりの指針、協働の指針というのは大事だと思います。

・事務局

④協働に関する自由意見交換を行うため、事務局からどういうことについて議論していただいたらいいのかという素材について説明（資料3）

・会長

作業部会を通じて市役所の職員の「協働」のイメージや意識も変わってきているようです、一市民の側から言えば行政にものを言ってもどれくらい聞いてくれるの？という思いはありますが、ワークショップを通じて、純粹に市民の力を得て協力したい、自分達の仕事をもっと良いものにしたいという意識を持ってまちづくりの指針に取り組んでいただいています。その意味で私達は市民の側から協働で市役所にこういう事を望みたい、協働って何なの、こうしたら良くなる、今まで自分達は公共でこういう事をしてきたよ、というような自由な意見をいただければと思います。

・A委員

「協働」という言葉を初めて聞いたのは去年の市政懇談会で、市長が説明してくれましたがよく解りませんでした。参考に配って貰った他の3つの市の指針を読んでいたら、ある程度、解ってきましたが、普通にやっていることではないのか、自治会が上手く機能していたらいいのではないかと思いました。

・B委員

自治会活動や公民館活動をやっていますが、合併前は行政と公民館が密着していました。合併の話が始まってからは、だんだんと任せられるようになり自分達で自由にやれということで毎月活動しています、盆踊りや祭に市長や市の職員もボランティアで来てくれますが、町の時代からすると随分冷たくなったなと感じます。一方、補助金は減りましたが市の施設を無料で貸してくれて、やれることをやっているうちに、最初は見放されたという感じがしたのですが、それでいいのかな、地域でやれること、市民でやれることはやろうというのが4年間で定着してきたのかなという感じがします。公民館もそういうかたちで協働というのを先取りしているのかなと思います。

・事務局

景気が悪くなってくると、どういう方法が良いのかということを改めて検討しなければいけません、合併した紀の川市は和歌山市よりも面積が広く、山間へき地もかなりありますので、限界集落とか、地域コミュニティの問題などが議会でも議論されています。人口も合併時より減少しており対策を急いでいるところです。法人格を持った地方自治体同士が合併したわけですが、行政にズレはあり、各町で他町に比べ進んでいる部分と進んでない部分があります。今は均衡ある発展を目指して、地ならしをしている状況です、市長はいつも「合併して良かったなど後世で言ってもらえるまちづくりをしなければならぬ。」と言っています。各町の良いところを踏襲していかなければいけないと考えています。

・会長

各町が強みを持っている分野を生かして全体の底上げをできたらと思います。

島根県に松江市というまちがあり、非常に公民館活動が盛んで公民館と地域福祉の場を繋げるという展開をしていますが、お金は削減されているにもかかわらず、公民館は自治会の自主独立できちんと運営されています。ただ公民館の中に市役所の職員も入っていて専門的知識の部分などで行政もちゃんと繋がっているという事がうまく常に市民に見えるようにしています。

・ B 委員

そうですね正規の職員から非常勤へと変わりましたが、機械なんかも無料で使えて光熱水費も無料ですし、そういう意味ではお金はいらぬ、掛かるのは人の手だけ、無償で動く人の手だけが掛かります。

・ C 委員

私たちの地区は自治会が公民館にお金を出しています、ですから自治会が運営しているような形態です。

・ 会長

やはり各町で違いがあるのですね、各 5 町の皆さんがいらっしゃるの、こういう良い面は取り入れられる、という情報を共有して一緒にやっというのが出来るといいかもしれないですね。それも知識を分け合うという意味での協働の形だと思います。

・ D 委員

私の地区は、今のお年寄りが若い頃は自治会活動が盛んでした、今は若い人が減っています。あと団地住まいの方、非農家の方がだんだん増えています、農家には子供がいない、団地には子供がいる、それをひとつの自治会でどう交わっていくかが難しい話です。大きな市になると目が届かないところが増えて、かなり自治会の重要性が発揮されると思います。2 年ほど前から役員を増やして自治会活動を進めています、今、国の水資源地域環境保全事業で休耕田を借りて芋や米を作ったりしていますが、団地の子供が芋植えや芋堀に来てくれる、それで、なんとか農家と交わっというとしています。農家と非農家が別れてしまうとひとつの自治会としての運営が難しくなります。他にも古紙、ダンボール、雑誌、アルミ缶などの回収事業などもやっています、いろいろな事をやって、皆さんに協働で協力をいただいて、それを例えば、自主防災へ繋げていこうと思っています。自主防災は協働の精神そのもので自助、共助、公助となっていく。いかに婦人会、子供会などを動かしてお年寄りとお交わっていただくかということをやっているのが現状です。

・ 会長

いろんな試みをやられているのですね。非農家のお子さんは田んぼで芋を植えるなどやった事がないのでは。

・ D 委員

かなり喜んで来てくれます。今年も 9 月の祭日に芋堀をしたのですが、芋を掘って楽しむという事も判ってきている。毎年、楽しみに待っていただいているような感じです。それに農家の団体に出てきてもらって、芋を焼いて食べるというようにひとつひとつ増やしています、そうしないと自治会はこれから衰退してしまう、これから自治会のそんな動きが一番大事なかなと思います。

・ 会長

活動のひとつのあり方ですね、ご紹介ありがとうございました。

・ E 委員

私は市民団体という観点から 14 年ぐらい活動しています。紀の川市は県外の他の地域と比べて少し保守的で若さ、活気がないという印象があって、若い世代が前に立って自主的に活動していかないと、と感じています、若い人が頑張らないと次の世代が育たない。あと活動していて中間支援組織のようなものも必要だと思います。

・事務局

若者の多い家族の転出をどう止めるかが市の課題です、統計的には35歳までの方が和歌山市や岩出市或いは大阪府に転出されている例が多い、紀の川市になってからは旧粉河町、旧那賀町が大きく減少し旧打田町だけ若干伸びている状況で推移しています。歯止めをかけるために、例えば大阪まで通えるような面的整備、社会資本の整備も考えなければいけません、ひとつの課題にいろいろな知恵を出していかないといけないと考えています。

・F委員

私は紀の川市の職員の作業部会に関わらせていただいておりますが、初めは霧の中の「協働」とは一体なに？という感じのスタートだったのですが、一生懸命に努力され真摯に意見を重ねているのを拝見させていただいております。その分、私達、みなさんで真摯に意見を重ねていい指針をつくることができればいいなあというふうに思っています。「協働」という言葉には難しそうなイメージがありますが、言葉にとらわれることなく、だからこそ、「みちしるべ」が必要だと思います。全国どここのまちでも力を合わせて、よりよいまちづくりを目指していますが、いい「みちしるべ」があるかないかで随分そのまちづくりの内容も違ってしまうのではないかと思います。そういう意味でとてもやりがいのある作業だと思います

・会長

話はつきませんが、次の議題にはいりたいと思います。

・事務局

⑤指針の柱立て（案）について事務局より説明（資料4）

・会長

作業部会からの柱立て（案）を提示していただきました、追加、修正、削除など懇話会での検討をお願いしたいとのことです、これもご自由にご発言をいただければと思います。

私からまず1点、協働とは何かのところの最後「協働の活動に適した領域」という表現ですが、ワークショップの研修会でNPO活動支援の方が「市民活動や行政活動の全てで協働はできるはずですが、水道課だから協働はできないなんてことは絶対にありえない、土地や道路などのいわゆるハード事業であっても、市民の手を借りたり、知恵を借りたりとか協働できる形は必ずある。」とおっしゃっていました。だから、適した領域、適しない領域という表現はちょっと気をつけていただきたい。

2点目に「協働のための環境づくり」のところに指針が実際に動くようなシステムをなんらかの形で盛り込んでいただきたい。例えば、指針から計画にこう移りますとか、実施のサイクルはこうですというように、「みちしるべ」から実際に私たちはこうやって歩きますという話を入れて次に繋がるようにしていただきたいと感じます。

あとお気づきになられた点とか、ここの部分こうしたらというようなところはございませんでしょうか。

・G委員

先ほどの自由な皆さんのお話しで感じた事なのですが、ただ単に「協働」というのはこういうものと、先にくるよりも、まず5町が合併して誕生した紀の川市は4年になり、今はこんな現状ですというところを踏まえて、こんな「協働」が必要です。というような目的を最初に少し入れて、この指針を見た人がなぜ紀の川市は「協働」が必要なのかということが共有できるようにしたらどうかと感じました。

・D委員

実際にどう実行していくかが大きな問題だと思います。座っているのではなく職員も市民もお互いに行動していくのが「協働」だと思います。700人の職員に70,000人の市民がいるのですから一人に100人の担当を持たせて市民と協働の話をして、自治会活動と併せて大きな協働に繋げていく、そういうふうなことを文章の中に入れたらと思います。

市と市民が積極的にいろいろな話をするのは協働への大きな道のひとつです、行政のやり方

や自治区での動きをお互いに伝えあって理解していく、それは大切な事だと思います、言葉だけ、文章だけでは無く、実際に行動に移して一緒にやろうという気持ちを作って協働にやっていたらと思います。

・会長

懇話会での意見としてのこういう気持ちを、作業部会の案にどう入れ込むかということ非常に期待しています。

・H 委員

先ほどから自治会での自主的な活動をお聞きして本当に力強く思いました、ここ10年から15年のNPOの活動というのもやはり同じような市民の動きだと思います。

社会が右肩上がりの中では行政は行政のすること、市民は働くことを一生懸命することで日本の経済は成り立っていましたが、しかし、経済が疲弊してくると市民たちがいろんなボランティア活動に動き出し、行政ももっと市民の声を聞かなきゃいけないと変わってきました。私は行政の方も一人の人間であり一市民であるところへ立ち返らないと日本の社会は未来がないと考えますので、まず、そういう垣根を一度取り払うこと、それが協働の根本理念ではないかと思えます。

これからの日本は、少し暗いマイナス要因があるからこそ、プラスの明るい兆しを感じます。もう一度この社会の仕組みのあり方を作っていかなくてはいけない。行政の方も一市民に戻って心の中で考えている、こうしたい、ああしたいというのを、こういう懇話会で煮詰めて次の事に繋げていければいいなと思えます。

このあいだ飯田市の例を何回かにわたって学習しました。飯田市がどうしてあれだけいいまちづくりができたのか、それは指導していく方、トップにたつ方の意識がはっきりしているから思っていた人が寄ってきた事です。一人ではできなくても力が集まればできると思えます。是非ともこの懇話会でそういう事ができたらと思えます。

少し付け加えていただきたいのは市民の声ですね、意見を自由に言える箱でもいいですし、書き込めるホームページでもいいと思えます、市民の声を是非とも吸い上げて、私たちの紀の川市をどうつくりたいのかという事を織り込んでいただけたらと思えます。

・I 委員

情報の共有ですね、その情報をどうするかというしくみを作ったらいいですね。情報公開について、紀の川市は和歌山県でも下の方です。

・E 委員

先ほど会長が言われた事について、数学でスカラとベクトルという言葉があるのですがスカラは方向性をベクトルはその量を表します、何を言いたいかという長期総合計画が出している数値目標の設定の中で、指針にも数量ということを具現化していく行程表が必要じゃないか、ある程度の期間を区切った動きをしていくのも重要な要素ではないのかと思えます。キチンとした期間というのは難しいかと思えますけども、指針にそれに近いようなものを加味したうえで作成することが必要なのではないかと思えます。

・F 委員

和歌山市の指針策定委員会の中で、市民の委員さんから「絵にかいた餅」で終わるような指針ならいらぬという意見が出ました。かといって「みちしるべ」にあまり細かい計画とか行程表を挙げるといっても、少しそぐわないという事で和歌山市の指針は最後に推進のための計画を作るというのを入れました。本当に実のあるものにするため4つのアクションプランを進めますというところまでを指針に納めて、指針作りが終わった後で、早速アクションプランに沿った市民と職員の動きが始まったという事なので、こういうふうなものを入れて置くのも現実的であり有効かなと思えます。

・会長

先ほど言われたスカラとベクトルの理念、方向性という事は明確に出来たらいいと思うので

すが、量であるとかその部分の行程という事については、次の段階で作るように入れていくという方向性になりそうですね。

・ E 委員

計画のひとつ手前の話である指針を我々が作るという解釈でいいのですね。

・ 会長

そうですね、指針は実際の行動計画ではないので、長期総合計画自体にもバクッとしか書いていない「協働」とは何なの、紀の川市はどうやって取り組むべきなの、取り組み方は次の行動計画になりますからね、そういう位置付けだと思います。

・ E 委員

ある程度、繋がっていくものが必要だと思います、長期総合計画の設置目標に合わせるということを行っているのではなく、ざっくりとした話のロードマップが必要なのかと感じます。そうでないと、いつまで経っても出来なくて、後の評価がし難いという事があります、昨今の八ツ場ダムの問題のように再評価して、是か非かといったところで、これは中止にしよう、これは継続しよう、というような接着剤みたいな繋ぎが必要ではないか、再評価の時期があやふやにならないように適正な時期をどう捉えて計画、また実施に繋げていくかというところの見解はどうかと思います。

・ F 委員

今、和歌山市が進めているアクションプランは、例えば職員間や市民のみなさんの正確な理解と実践をどうしていくかなど、いろいろと計画を具体化していますが、その時に寄って立つものが指針です、一口に「協働」と言っても、実際にNPO活動をしているみなさんですら「協働」とは私達の活動に役所がお金を出して助けることでしょう、また、行政の方でも何でもかんでもタダで市民の人にやってもらうことでしょう、というような極端な誤解もあります。理解も様々なので、本当の意味での「協働」という形を作るために、指針をどう使うかを計画立てて進めているという事なので、それは今進めている協働推進計画を振り返るときに、やはり中身にこれが必要だったとか、使っているうちに足りないことが出てきたよという意味での評価に繋がるとと思います、だからこの懇話会ではこの「みちしるべ」が使えるものになるよう意見を出し合う必要もある、こんな書き方していたらこんな人には理解できないよというような、そこからの作業かと思います。

・ H 委員

うわすべりになってしまうというか、ですからせっかく生まれたこの懇話会というような動きを、持続的に市民と行政の結着剤になるような、それがあ程度、力を持って稼働できるような中間組織、そういう組織も必要なのかと思います。

・ 会長

他にお気づきになられたことは無いでしょうか？

時間もきていますので、議題⑥は以上という事にして、議題⑦のその他という事で何かありますでしょうか？

・ 事務局

次回の日程について調整を行う

(8) 閉会

※個人、地域が特定できる部分は割愛

紀の川市協働によるまちづくりの指針作成懇話会委員名簿

No.	区 分	氏 名	性別	団体・職名等
1	学識経験者	かながわ 金川 めぐみ	女	和歌山大学 経済学部市場環境学 科 准教授
2	学識経験者	しま 島 久美子	女	和歌山県NPOサポートセンター センター長
3	学識経験者	まさご 真砂 美香	女	わかやまメディアリテラシー研究 会代表
4	各種団体等の代表者	なかさか まさひろ 中坂 政廣	男	打田区長会会長
5	各種団体等の代表者	おんが よしゆき 恩賀 義之	男	粉河区長会会長
6	各種団体等の代表者	ひがしなか ひでひと 東中 英人	男	那賀区長会会長
7	各種団体等の代表者	わかばやし のぶや 若林 宣也	男	桃山区長会会長
8	各種団体等の代表者	やなせ もりや 柳瀬 森哉	男	貴志川区長会会長
9	公募による市民代表	ながわ こうじ 中川 皓次	男	市地球温暖化対策協議会代表理事、 市生涯学習メントル
10	公募による市民代表	いぐち かずひこ 井口 和彦	男	市サイクリングクラブ事務局長
11	公募による市民代表	どうもと みどり 道本 みどり	女	NPO法人 わかやま環境ネット ワークほか

(事務局)

企画部長	あずま ひであき 東 秀明	男
企画部次長 兼政策調整課長事務取扱	たけなか としかず 竹中 俊和	男
企画部政策調整課主幹	はせがわ かずみ 長谷川 和洋	男
企画部政策調整課課長補佐	にし まさひろ 西 真宏	男

市民と行政の協働によるまちづくりの指針作成事業の概要（案）

市民と行政の協働によるまちづくりの指針（以下「協働の指針」という。）

1 協働の指針の性格と方針

平成20年3月に作成した紀の川市長期総合計画の冒頭のあいさつの中で市長は、「市民と行政が目標を共有し、協働でまちづくりを進めていく必要があります。」と宣言し「協働」を5つの政策の柱のひとつと位置づけています。

協働の指針づくりは、「協働」についての理解を深める第1歩であり、「協働の指針」は、紀の川市として「協働」をどう進めていくかという基本的な考え方を示すものです。

★「協働の指針」は市民と行政の協働によるまちづくりを進めるうえでの「みちしるべ」となるものです。

長期総合計画から市の将来像

「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市」

5つの政策の柱

①「協働」②「人づくり」③「基盤づくり」④「環境づくり」⑤「行財政」

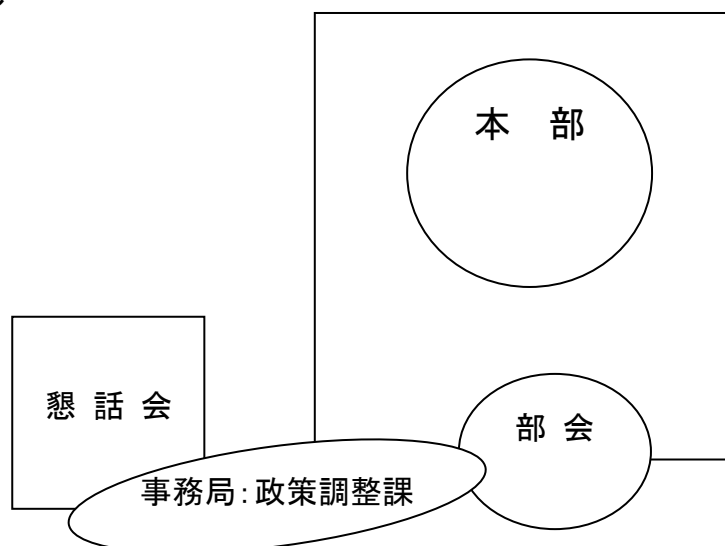
「協働」政策目標「ともに参加し行動するまち～みんなで力を合わせよう～」

協働とは、「市政をよりよくするという同じ目的のもと、市民と行政が協力しながら取り組んでいくこと。」第1次紀の川市長期総合計画 用語解説から

2 作成体制

「懇話会」、「作成本部」及び「作業部会」を設置します。

～作成体制イメージ図～



●「懇話会」 11名

懇話会は、市民と行政の協働によるまちづくりを定着させていくため、幅広く意見を求めるために学識経験を有する者や市民等 11名以内で組織します。

学識経験者・・・ 3名

各種団体等・・・ 5名 各区長会会長

公募による市民代表・・・ 3名 市内に在住・在勤・在学する満20歳以上の方
7月広報及びHPで募集

設置期間・・・平成21年10月から22年3月まで

開催回数・・・4回程度を予定

開催時間・・・平日の昼間の2時間程度を予定

謝礼・・・1回7,000円（旅費含む。）

●「作成本部」及び「作業部会」

作成本部は、協働の指針に盛り込む事項を審議、検討し、協働の指針を作成します。

「作成本部」 15名

本部長：田村副市長

副本部長：堂本副市長、前田教育長、田中理事

その他委員：市長公室長以下各部長

設置期間・・・平成21年10月から22年3月まで

開催回数・・・5回程度を予定

「作業部会」 22名

関係部局の職員を中心に構成します。

設置期間・・・平成21年7月から22年3月まで

開催回数・・・5回程度を予定

【協力】和歌山県NPOサポートセンター センター長 島 久美子 氏
(NPO法人わかやまNPOセンター副理事長)

3 これまでの経過報告及び今後のスケジュール

8月 4日 第1回作業部会

8月27日 第2回作業部会

9月10日 第3回作業部会

○指針の必要性検討、指針の柱立て（案）作成

10月 1日 第1回作成本部

○指針の柱立て（案）の検討

10月 2日 第1回懇話会

○指針の柱立て（案）の検討

10月15日	第4回作業部会	}	○指針の目次（案）の作成
10月29日	第5回作業部会		○指針（案）の作成
11月16日	第2回作成本部		○指針（案）の検討
11月20日	第2回懇話会		○指針（案）の検討
12月上旬	第3回作成本部		○指針（案）の検討
12月下旬	第3回懇話会		○指針（案）の検討
1月上旬	第4回作成本部		○指針（案）の検討
1月下旬	第4回懇話会		○指針（案）の最終確認
2月上旬	第5回作成本部		○指針（案）の決定

4 会議の進め方

職員で構成する作業部会で指針（案）のたたき台を作成し、そのたたき台をもって「懇話会」から意見をいただき、作成本部を経て「協働の指針」とします。

※担当：企画部政策調整課 竹中、長谷川、西 ☎77-0815

「協働とは？」

①協働とは何か？

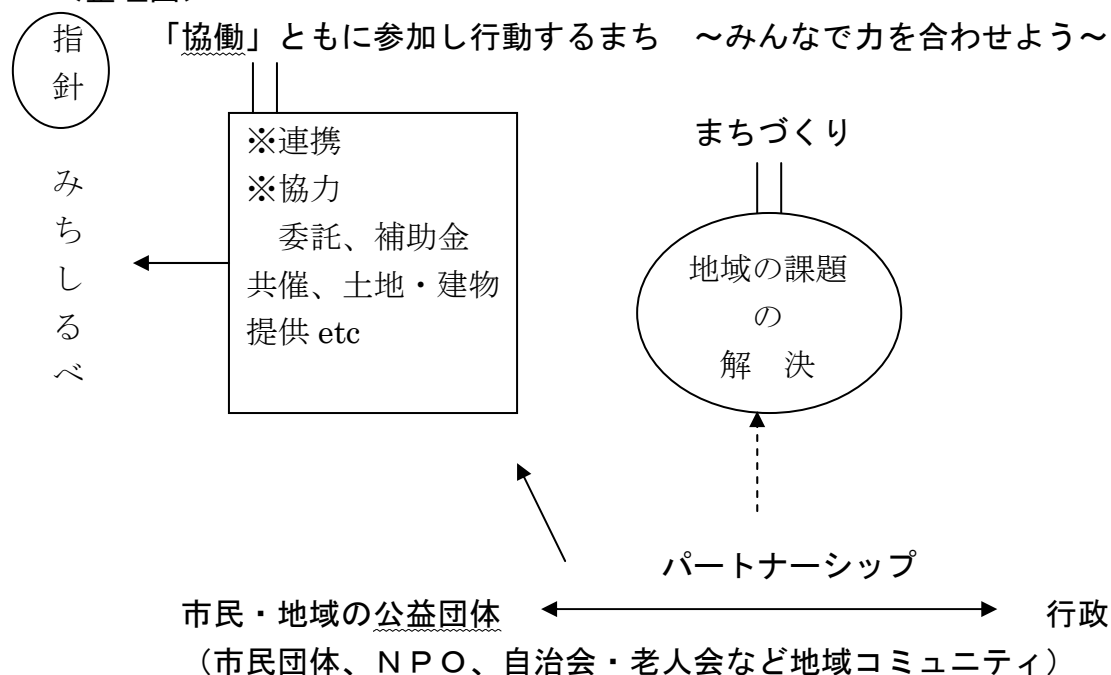
【第3回作業部会から】

「協働という言葉が使われだして10年になるがなかなか浸透しない。“参加”や“協力”、“委託”などの言葉のほうがいいんじゃないですか」という考えもあります。みなさんも「協働」を「市民と行政のかかわり」ととらえていただけたらと思います。

今、すでに協働してるから指針いらないのでは？とか、全く協働していないから指針いらないではなく、長計のまちづくりを進めるために指針づくりを進めると考えてみたらどうでしょう。

【第2回作業部会から】

<整理図>



②作業部会の意見

【第2回作業部会から】

なぜ？何のために？協働のまちづくりの指針をつくるのか？

「今までも市民と一緒に仕事をしてきている。これを明確にし、さらにより良いまちづくりを目指すため」

「時代の流れ、行政と市民とのつながり、人と人とのつながりもうすい(地域コミュニティ希薄)、市民が主役→これらをふまえて、うわべだけ、うわ

すべりなものでなく、どんな効果をもっているのかがわからない。」

「まちづくりについて、行政からの一方的な施策ではゆきとどかなくなってきた。市民に対して行政への参加を促すため」

「今までの行政主体の傾向→市民主体のまちづくりを進めるため、市民のもつノウハウ、行政がもつノウハウ、お互いの特徴（専門知識）をいかしたまちづくりを行うため」

③指針づくりの目的

【第2回作業部会から】

■指針をつくるのが目的でなく、まちづくりを進めていくうえでのみちしるべとなるガイドを作る。こういう意味合いが、協働の指針作りにある。

④他市の例

和歌山市の指針は、“つながり力 つれもていこら わかやまし” 1頁

村上市の指針は、“市民協働のまちづくりの指針” 1頁

八王子市の指針は、“協働ハンドブック” 3頁

紀の川市「市民と行政の協働によるまちづくりの指針」構成案

平成 21 年 9 月

I はじめに

- ・ 指針を作成する背景
 - 何故、市民との協働によるまちづくりが必要なのか？
 - 個性ある地域づくりの必要性
- ・ 指針を作成する目的
 - 市民と行政の関わり方の整理
 - 効率性の高い行財政運営
- ・ 指針を作成する趣旨
 - 協働のまちづくりの「みちしるべ」
- ・ 指針の位置づけ
 - 紀の川市長期総合計画に掲げられたひとつの柱

II 「協働」とは何か

- ・ 協働事業での約束事
 - 市民、行政が共通認識すべき基本的な考え方
 - 市民と行政の協働の概念図、フロー図
- ・ 協働の担い手と役割
 - 地域コミュニティ、市民公益活動団体、中間支援組織など
- ・ 協働の種類、形態
 - 補助、協議会、アダプト制度、審議会、事業委託など
- ・ 協働の活動に適した領域
 - 市民にできること、行政にできること、協働でできること

III 紀の川市における協働のあり方

- ・ 紀の川市の現状
 - 紀の川市が進んでいると考えられること
 - 地域コミュニティが担ってきたもの
 - 今までの市民と行政の協働事例、活動している団体
- ・ 紀の川市の課題
 - 紀の川市は遅れていると考えられること
- ・ 紀の川市が目指す協働
 - 市民にとっての効果、行政にとっての効果

IV 協働のための環境づくり

- ・ 理解の促進と意識の醸成
 - 市民や職員への啓蒙
- ・ 推進のための仕組みづくり
 - 地域における人材資源の掘り起こし
 - 地域コミュニティの再認識
 - 自発的活動への支援
- ・ 情報の共有化
 - 情報の公開、評価、検証

※・用語説明は、その都度ページ内の余白を使用して行う

- ・ 図や表、イラストなどを多用して、読みやすい文章を心がける
- ・ 難解な用語や専門的な用語は、言い換えて一般の人が解る表現にする

紀の川市協働によるまちづくりの指針作成懇話会設置要綱

(平成21年5月12日告示第63号)

改正 平成21年8月11日告示第91号

(設置)

第1条 本市における市民と行政の協働のまちづくりを定着させていくため、その基本指針を定めるにあたり、幅広く意見を求めるため、紀の川市協働によるまちづくりの指針作成懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民と行政の協働によるまちづくりの指針（以下「協働の指針」という。）の作成に関する基本的な事項に関すること。
- (2) その他協働の指針作成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関及び各種団体の代表者又は関係機関及び各種団体の構成員で代表者が推薦する者
- (3) 公募により選考された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部政策調整課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年8月11日告示第91号)

この告示は、公布の日から施行する。